平成２８年（フ）第５号
愛媛県今治市東門町１丁目８番地の３
債務者　有限会社ホワイトライス
代表者代表取締役　白石　人士
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１２９号
仙台市太白区羽黒台１番１号
債務者　佐藤　寛志
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前10時55分
6　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
愛媛県今治市東門町１丁目８番地の３
債務者　白石　人士
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓506番地
債務者　小牧　**廣**人
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
茨城県久慈郡大子町大字袋田649番地１
債務者　阿久津みと里
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　破産債権の届出期間　平成28年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４７号
青森市大字田茂木野字阿部野25番地２
債務者　柴田　正光
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
京都市山科区東野八代48番地の30
債務者　外田　貞子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　破産債権の届出期間　平成28年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
京都市伏見区醍醐新町裏町12番地　レオ・中臣113、前住所京都市伏見区醍醐京道町１番地の16
債務者　神代　　明
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小町　崇幸
4　破産債権の届出期間　平成28年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
松江市西嫁島２丁目４番２号　吉野アパート201
債務者　上田　厚一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　和朋
4　破産債権の届出期間　平成28年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
川崎市川崎区小田６―13―１―108、住民票上の住所川崎市川崎区小田５丁目20番６号
債務者　川上麻理子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　亮二
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月24日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
横浜市戸塚区名瀬町764番地９　相武ハイツ204号
債務者　菅原　伸也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　晶子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市道場宿町912番地９
債務者　上野きみ子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横須賀徳博
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７７９号
東京都中野区江古田４丁目24―17　ガーデンハウスＢ202
債務者　佐藤　　希（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　　聡
4　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７８５号
東京都江戸川区南小岩５丁目19―20―102
債務者　須田　卓三
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　　良
4　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部